

令和 7 年度 第 6 回中央区協議会  
(中地域分科会)  
会議資料①

【諮問事項】

ア 令和 8 年度中央区役所費（中地域分）予算要求の概要について

【区振興課】 P. 1

【協議事項】

ア 追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて

【区振興課】 P. 9

【報告事項】

ア 第 1 回中央区協議会（中地域分科会）推薦会の報告について

【区振興課】 P. 17

【その他】

・ 令和 7 年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について

【区振興課（東部協働センター）】 P. 33

【区振興課（三方原協働センター）】 P. 35

令和 7 年 9 月 24 日開催

中央区協議会  
(中地域分科会)



## 第9号様式

## 区協議会

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 訒問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件名	令和8年度中央区役所費（中地域分）予算要求の概要について
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、平成25年度当初予算以降、全ての事業を点検・見直し、歳出の重点化を図ることを目的に全件査定により予算を編成してきた。</li> <li>地方創生、人口減少対策などに施策を総動員し、総合力で取組んでいくため、各部区局の権限と責任のもと、財源を意識した施策展開が必要であることから、令和8年度当初予算から「財源配分方式」を導入する。</li> <li>「財源配分方式」においては、限られた財源を各部区局に配分し、各部区局は配分額の範囲で予算要求を行う。</li> </ul>
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	<p>浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第3項第1号に基づき、令和8年度中央区役所費（中地域分）の予算要求の概要について諮詢するもの。</p> <p>区協議会への諮詢については、「財源配分方式」による区役所費の配分額が示されるスケジュールに合わせて、次のとおり段階を経て行う。</p> <p>(9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規、臨時事業や主な事業のほか、廃止する事業など、令和7年度予算との変更点について説明</li> </ul> <p>(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配分額に基づく予算要求額や、9月に区協議会からいただいた意見への対応について、改めて説明</li> <li>予算編成について当日答申をいただく</li> </ul>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<p>令和7年10月15日：答申 令和7年10月31日：財政課へ予算要求 令和8年3月下旬：令和8年度当初予算案の概要について報告</p>
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



第8号様式

浜市協第97-1号

令和7年9月5日

中央区協議会 様

浜松市長 中野 祐介



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第3項の規定に基づき、  
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり

2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり



## 令和8年度 中央区役所費（中地域分） 予算要求の概要（案）

(千円)

事 業	R8年度 A (見込)	R7年度 B (当初)	増減 A-B	主な増減理由
中央区役所費（中地域分）		386,075		人件費を除く
1 区管理運営事業  【区役所の運営や各行政センター庁舎及び公有財産の維持管理に要する経費】  個別・財源		7,004		(1) 区役所等運営事業  -----  (2) 公有財産維持管理事業
2 協働センター等運営事業  【協働センターの管理運営に要する経費】  個別・財源		129,202		【臨時】電気自動車 2台導入 (北部協働センター、曳馬協働センター)
3 地区コミュニティ協議会事業  【地区コミュニティ協議会の運営支援に要する経費】  財源		750		
4 区協議会運営事業  【区協議会の開催に要する経費】  財源		360		
5 地域力向上事業  【市民協働の理念のもと地域課題の解決による地域力の向上に向けた助成事業等の実施に要する経費】  財源		15,562		※別紙参照
6 行政連絡事業  【地域住民に市政情報を配布及び回覧することに要する経費】  財源		138,588		配布世帯数増加
7 自治会振興事業  【自治会集会所整備、防犯灯設置維持管理への助成に要する経費】  個別・財源		94,609		(1) 自治会集会所整備費助成事業（補助金） R7:新築4件、改修5件 R8:新築2件、耐震補強1件、改修5件  -----  (2) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金） ・設置費補助金（共架式、独立式） ・維持管理費補助金（電気料、補修費）

※令和7年9月24日開催会議資料



## 令和8年度地域力向上事業（中地域分）予算要求の概要（案）

単位：千円

## 【助成事業】

	R8年度 (見込)A	R7年度 (当初)B	増減 A-B
市民協働による住みよい地域づくり助成事業(補助金)		6,000	

## 【区民活動・文化振興事業】

	事業名	R8年度 (見込)A	R7年度 (当初)B	増減 A-B
1	【新規】漢字の起源を学ぶ講座事業		0	
2	【終了】人形劇を活用した子ども育成事業	0	150	△ 150
3	【終了】まちなか文化コミュニティ・フェスティバル	0	579	△ 579
			729	

## 【区課題解決事業】

	事業名	R8年度 (見込)A	R7年度 (当初)B	増減 A-B
4	【継続】三方原地区安全・安心まちづくり青色回転灯装着車両による防犯パトロール事業		200	
5	【継続】交通安全意識向上啓発事業		1,983	
			2,183	

## 【協働センター等を核とした地域課題解決事業】

	R8年度 (見込)A	R7年度 (当初)B	増減 A-B
協働センター等を核とした地域課題解決事業		1,650	

合計

	10,562	
--	--------	--



## 第9号様式

## 区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、令和7年度に予定されているパブコメ案件（5件）については、2月及び4月の東地域分科会にて対応（パブコメ実施担当課による説明又は資料配付）が決定している。</li> <li>新たに、保健総務課の「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、案件が追加されたため、区協議会での取扱いについて協議するもの。</li> </ul> <p><b>パブコメの運用区分</b></p> <p>①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合</p>
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	<p>1 パブコメ（追加分（1件））の概要 別紙1 令和7年度追加パブリック・コメント一覧表のとおり</p> <p>2 協議事項 上記パブコメ案件について、パブコメ実施担当課（以下、「実施担当課」と表記）からの説明を求めることについて協議するもの。（パブコメ運用区分③）なお、同一区内の地域分科会で取扱いが一致しない場合は、別紙2の運用ルールに基づき取扱いを決定します。（運用ルールは代表会にて決定済）</p> <p>3 今後スケジュール 9月：追加分のパブコメの取扱い（実施担当課による説明又は資料配付）を協議 別紙2に基づき追加パブコメの取扱いを決定 <b>別紙2に基づき追加パブコメの取扱いを決定</b></p> <p>10月以降：実施担当課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付</p>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	
担当課	中央区区振興課

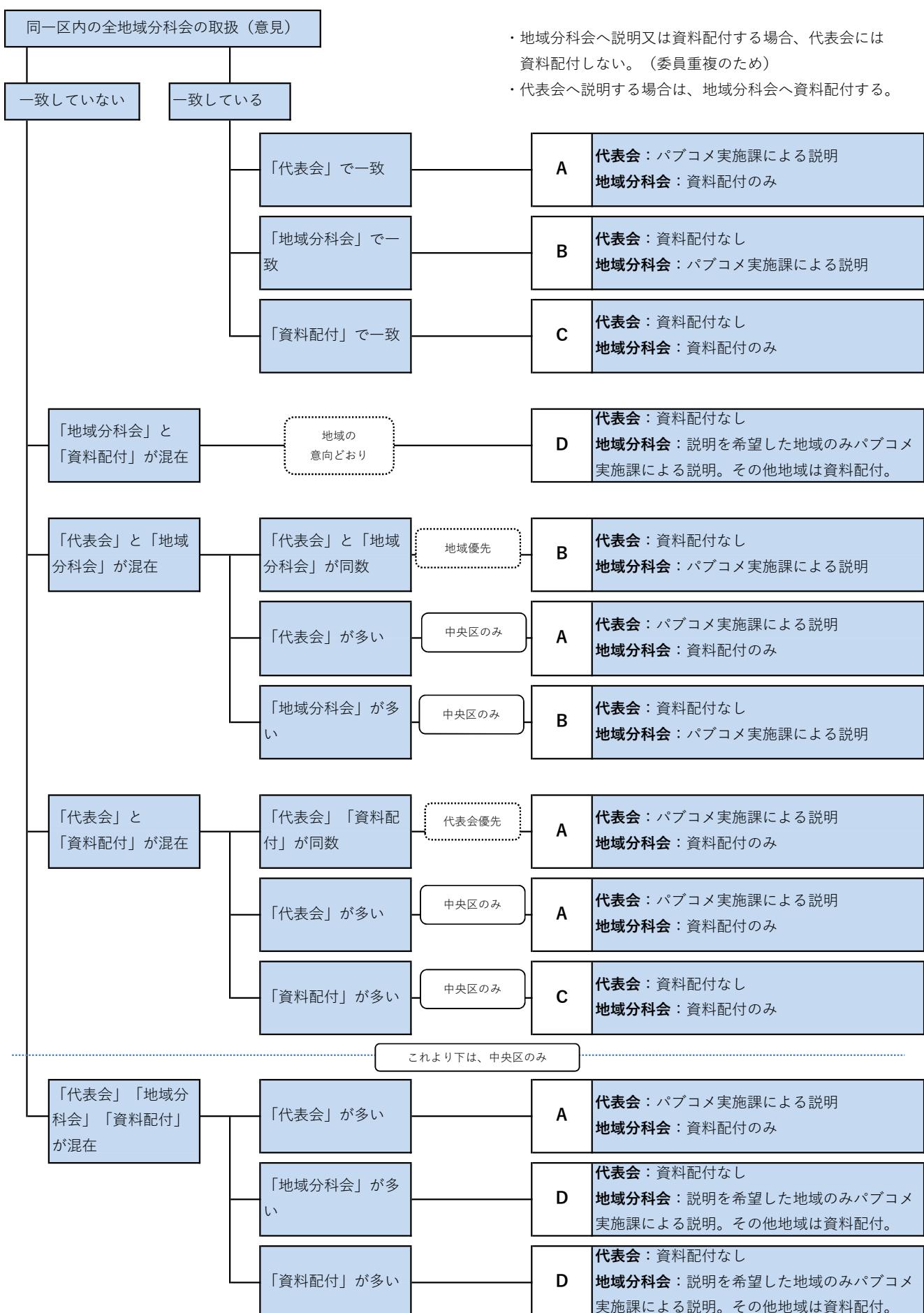


## 令和7年度追加パブリック・コメント一覧表

No.	①件名	②担当課	③意見募集期間	④結果等公表	⑤実施(施行)	⑥対象地域	※QRコード	説明の有無	中央	中	東	西	南	⑧担当課による説明
4	【改定】 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)	保健総務課	令和8年3月 ～4月	令和8年6月	令和8年6月	市全域	政策概要 現行計画 	—	—	—	—	—	—	—
	⑦概要 ※QRコードを読み取ることで市HPにて政策の概要や現行の計画(PDF版)を閲覧できます。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示す。新型コロナウイルス感染症対応時の経験を踏まえた政府及び県行動計画の全面改定を受け、市行動計画を改定するもの。 ※QRコードは、(株)デンソーウエーブの登録商標です。												



## ※資料配付の考え方







# 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について



## 1 経緯

- ・浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして、平成26年に策定した。**
- ・今般、**新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画、令和7年3月に静岡県行動計画が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。**



## 2 改定内容等

記載項目	現 行	改定後
対象疾患	新型インフルエンザが主な対象	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階	未発生期→海外発生期→国内発生早期→国内感染期→小康期	準備期→初動期→対応期 * 準備期の取り組みを充実
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定確保	13項目 * 下線は、新規追加項目 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイラノス、④情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b> 、⑤ <b>水際対策</b> 、⑥ <b>まん延防止</b> 、⑦ <b>ワクチン</b> 、⑧ <b>医療</b> 、⑨ <b>治療薬・治療法</b> 、⑩ <b>検査</b> 、⑪ <b>保健</b> 、⑫ <b>物資</b> 、⑬ <b>市民生活・市民経済</b> の安定の確保



## 3 スケジュール

- 令和8年3月～4月頃 パブリックコメントの実施  
令和8年6月頃 浜松市行動計画改定



## 第9号様式

## 区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項	<input type="checkbox"/> 協議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 報告事項		
件名	第1回中央区協議会（中地域分科会）推薦会の報告について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	令和7年8月27日（水）に開催した第1回中央区協議会（中地域分科会）推薦会の協議事項について報告するもの。				
対象の区協議会	中央区区協議会（中地域分科会）				
内 容	<b>第1回推薦会</b> <b>【協議事項】</b> ア 推薦会の会長及び職務代理者の選任 イ 公募委員の選考（選考要領・募集要項）				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	中央区区振興課	担当者	市川 伊豆美	電話	457-2210

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## 中央区協議会（中地域分科会）推薦会の会長及び職務代理者の選任について

会長	袴田 智恵美
職務代理者	鈴木 宇多子

### 【参考】

中央区協議会（中地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（抜粋）  
(会長)

- 第3条 推薦会に会長1人を置く。
- 2 会長は、推薦会委員の互選により定める。
  - 3 会長の任期は、推薦会委員の任期による。
  - 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
  - 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。



## 中央区協議会（中地域分科会）公募委員選考要領

### （目的）

第1条 この要領は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条第1項第2号に定める推薦者の案の策定における公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考について、必要な事項を定める。

### （公募委員の定数）

第2条 公募委員の定数は、2人とする。ただし、公募により選考した委員数が定数に満たないときは、当該選考した委員数をその公募における委員の定数とする。

### （公募の方法等）

第3条 公募は、「広報はままつ」及び「インターネットの中央区ホームページ」に掲載する等により行う。

2 応募する者は、規定の申込書及び小論文を提出することにより、応募を行う。

### （選考の基準）

第4条 公募委員の選考は、小論文をその内容によって採点し、推薦会委員の合計点を応募者の得点とし、全体で得点の多い者を選考する。（ただし、合計点が6割未満の者は選考しない。）

2 推薦会の会長が必要があると認めるときは、応募者の面接審査を行い、面接審査の審査結果を小論文の得点に合算し、選考することができる。

### （選考結果に関する情報の開示）

第5条 選考された者について、その氏名を公開することができる。また、応募した者について、本人に対し、得点を開示することができる。

### （細目）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。



## 中央区協議会（中地域分科会）公募委員募集要項

多様な地域住民の声を行政に反映させるための市の附属機関である中央区協議会（中地域分科会）の委員の任期が、令和8年3月31日で満了します。

そこで、次期委員として中央区協議会（中地域分科会）から市長へ推薦する方を募集します。

### 1 任期

- ・令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間
- ・会議は、月に1回～2回程度開催予定  
(会議の開催日時などは委員で協議して決めていただきます。)

### 2 役割

- (1) 日々の活動の中で住民や地域の諸団体などの意見を集約したり、意見交換をしたりします。
- (2) 地域課題の解決に向けて、審議などをさせていただきます。
- (3) 中央区に関する諮問事項等に対して協議し答申等をいただきます。  
例えば次のようなものがあります。
- ・地域に関する事業などの検討など

### 3 報酬

日額5,000円

### 4 対象

次の(1)～(4)までの条件をすべて満たす方

- (1) 中央区協議会の所掌区域内（別紙参照）に住所を有する18歳以上の方  
※年齢は、令和8年4月1日時点
- (2) 令和5年度から令和7年度までの任期において、連続2期目の区協議会委員でない方
- (3) 浜松市が設置する他の附属機関の委員に令和8年4月以降に就任が予定されている場合、その数が1以下である方
- (4) 浜松市議会議員及び浜松市職員でない方

### 5 人数 2人

### 6 募集

- (1) 期間 令和7年12月5日（金）～令和7年12月22日（月）
- (2) 応募方法 次の提出書類を郵送、持参、Eメールのいずれかにより、中央区役所区振興課に提出

### (3) 提出書類

①申込書 … 用紙は中央区役所区振興課、各協働センター（中部、西部、北部、南部、東部、曳馬、富塚、佐鳴台、高台、県居、三方原）に用意してあるほか、区ホームページからダウンロードできます。  
(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>……)

②小論文 … テーマ「中地域のまちづくりについて私ができること」

- ※本文800字程度
- ※手書きの場合は、原稿用紙を使用
- ※小論文にも氏名を明記

## 7 選考方法

書類選考とします。場合によっては、面接をすることがあります。  
※提出された応募書類は、返却しません。

## 8 結果発表

郵送により通知します。（2月上旬頃を予定）

## 9 選考結果に関する情報の公開・開示

選考結果に関する次の情報は、関係条例の規定に基づき請求があった場合、公開又は開示します。

### (1) 公開対象

- ・選考された方の氏名

### (2) 開示対象（本人に対してのみ開示）

- ・選考された方の選考時の得点
- ・選考されなかつた方の選考時の得点

## 10 申込み・問合せ先

- ・浜松市中央区役所区振興課
- ・〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
- ・電話 / 053-457-2210 ファクス / 053-457-2776
- ・Eメール / c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

中央区協議会（中地域分科会）公募委員応募申込書

申込日	年 月 日	整理 NO	記入しないでください。
ふりがな		性別	男・女
氏 名	印	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
住 所	〒 浜松市中央区 町 番地 丁目 番 号 (マンション・アパート等名)		
電話番号			
メールアドレス			
地域づくりについて特に興味のあるもの（分野）			
これまでの社会活動等の実績  ※ある場合のみご記入ください。			
備 考			

※ ご記入いただいた個人情報は、今回の選考以外に利用いたしません。



## (区協議会委員の選任)

第6条 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、地域分科会ごとに、第22条に規定する当該地域分科会に属する区協議会委員の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

## (地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数)

第22条 地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員（以下「地域分科会委員」という。）の定数は、別表第5のとおりとする。

別表第5（第22条関係）

(令5条例5・追加)

区協議会	地域分科会 の名称	所掌区域	地域分科会 委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜂塚一丁目 蜂塚二丁目 蜂塚三丁目 蜂塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一	20人以内

丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 看町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛治町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禪寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁

	目　曳馬二丁目　曳馬三丁目　曳馬四丁目 曳馬五丁目　曳馬六丁目　和合北一丁目　和 合北二丁目　和合北三丁目　和合北四丁目 初生町　三方原町　東三方町　豊岡町　三幸 町　大原町　根洗町	
--	---	--



## 令和7年度 区協議会委員推薦スケジュール【中地域】

	中地域分科会	推薦会
R7.7月	7月分科会（8月4日延期） 【協議事項】 ・推薦会の設置等について	
8月	8月分科会（8月27日） 【協議事項】 ・推薦会委員の選任について	第1回推薦会（8月27日、分科会終了後） 【協議事項】 ア 推薦会の会長及び職務代理者の選任 イ 公募委員の選考（選考要領・募集要項）
9月	9月分科会（9月24日） 【報告事項】 ・第1回推薦会の報告	第2回推薦会（9月24日、分科会終了後） 【協議事項】 ア 推荐団体の選定と人数配分 イ 直接指名委員の推薦
10月	10月分科会（10月15日） 【協議事項】 ・第2回推薦会の報告	広報はまつ原稿提出<10月上旬>
11月		
12月		公募委員の募集（12/5～12/22） 広報はまつ（12月5日号）、HP掲載 <期間：2週間以上>
R8.1月	1月分科会（1月21日） 【協議事項】 ・推薦案の議決	第3回推薦会（1月6日、単独開催） 【協議事項】 ア 公募委員の選考 イ 団体選出委員の確認 ウ 委員の補充の検討
2月		
3月	3月分科会（3月25日） 【連絡事項】 ・次期委員予定者の報告	
4月	新委員の委嘱	



## 令和7年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について

### 中央区区振興課（東部協働センター）

件 名	「木こりがまちに参上！山の魅力再発見事業」
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景 江東・飯田地区には馬込川、芳川、安間川、天竜川が流れている。川の恩恵を受け生活ができているのは山の水源涵養機能のおかげであるが、こどもたちを含む都市部の住民は山の役割をあまり知らなかつたり、意識したりすることが少ないとする状況である。</p> <p>○経緯 東部中学校の生徒が、天竜区の木こりを訪ねてインタビューした際、こどもたちの知らない世界に生きる木こりの話はとても新鮮で印象深かつたようである。そうした都市部のこどもたちや地域住民にもっと山の魅力や恩恵を伝えていく必要がある。</p> <p>○課題 都市部の住民が山間部に行くことがベストであるが、距離や対応人数の制限がある。そのため、今回は都市部に木こりを招聘し、山の魅力を知ってもらう。</p>
内 容	<p>○目的 木こりからリアルな山の現状や課題を聞くことで、都市部の住民が山の魅力を改めて認識し、山間部への興味関心を増大させる。</p> <p>○内容 ・対象：相生小、佐藤小、飯田小、東部中の生徒・保護者、 地域住民 100人程度 ・日時：令和7年10月19日（日） 10:00～11:30 ・場所：東部協働センター ホール、相生公園グラウンド ・行程：①浜松市の山の現状、課題等の講話 ②木こりの伐採実演、林業体験 ③ジビエ料理実食体験 ④質疑応答</p> <p>○委託先 天竜こころの森ネットワーク</p> <p>○事業費 281千円</p>



## 令和7年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について

### 中央区区振興課（三方原協働センター）

件　名	特殊詐欺・盗難などの被害に遭わないための『防犯セミナー』
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景 「自分たちが住む地域は安全・安心な地域」という思い込みから地域住民の防犯への備えが薄いことや、三方原台地の強固な地盤と交通環境の整備に伴い転入する住民が増え続けており、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。</p> <p>○経緯 三方原管内では、令和7年1月以降、自動車盗難が6件と多発していることから、地域全体で防犯力を高めるため、地域住民から当協働センターに対し、防犯対策を学ぶ機会の創出について要望があった。</p> <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出し時や回覧版を届ける時などの無施錠が高齢者に多く見られ、空き巣被害も発生している。</li> <li>・自動車盗難や帰宅時に玄関先で新聞を読んでいる不審者が居て警察に通報した事例も発生している。</li> </ul>
内　容	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無施錠など高齢者に多く見られる生活習慣を見直し、地域住民への注意喚起と善良な市民へ言葉巧みにつけ込む犯罪の手口を学び、「なぜ被害に遭ってしまうのか」を考える。</li> <li>・被害に遭わない、実践できる対策を学び、安全・安心な地域を形成する。</li> </ul> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所：三方原協働センター</li> <li>・参加予定人員：各回50人程度（全3回）</li> <li>・参加対象者：三方原地区老人クラブ連合会12支部×2人 24人 三方原地区社会福祉協議会 10人 「アクティブ・シニア講座」ほか2講座の受講生 18人</li> <li>・活動内容</li> </ul> <p>第1回 令和7年10月25日(土)13:30～16:00(2.5h) 内容：特殊詐欺・盗難に関する被害に遭わないための対策や対処を考えるワークショップ。 警察官から三方原地域の被害実態を聞き、なぜ簡単に被害に遭ってしまうのか心理的要因を考えて被害防止に繋げる。</p> <p>第2回 令和7年11月29日(土)13:30～15:30(2h) 内容：消費者相談に寄せられた過去の被害相談や被害の具体例を説明し、相談窓口や効果的な録音機器などを紹介する。</p> <p>第3回 令和8年1月31日(土) 13:30～15:30(2h) 内容：SNSやCメールを使用した偽情報とメディアリテラシーを学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和7年10月～令和8年2月（予定）</li> </ul> <p>○委託先 浜松北地域まちづくり協議会</p> <p>○事業費 225千円</p>

